

事業者の皆さま

家庭用省エネ買換促進補助金

令和7年6月1日（日）～12月19日（金）までに
市内に本社・本店を置く協力店舗で購入・設置した製品が対象

▶ 補助金額（1世帯つきどちらか1回・1台まで）

補助額 8万円（市内に本店のある個人事業者から購入した場合）

※令和6年度に同補助金の交付を受けた方は対象外です。他詳細は、市ホームページ参照

市内協力店舗で購入した機器が補助対象となるため、補助制度の周知及び制度を活用した省エネ家電の販売促進にご協力いただける『**市内協力店舗**』への登録をお願いいたします。

※必ず、家電リサイクル券システムへの入会（無料）をお願いします。

▶ 補助対象家電及び要件等（6月1日以降に購入した物が対象）



省エネエアコン



省エネ冷蔵庫

- ・10万円以上(税抜き)の補助対象機器の買い換え
(設置費用等を除く)
- ・統一省エネラベル★3つ以上
※省エネエアコンは2027年度基準
※省エネ冷蔵庫は2021年度基準
- ・市内協力店舗で購入した場合

省エネ性能



この表示が目印です！

▶ 事前登録申請について

登録を希望される事業者は裏面登録申請書に必要事項を記入の上、三郷市クリーンライフ課の担当まで申請してください。

市ホームページはこちらから

- ※ 登録店舗一覧はホームページ上で公開いたします。
- ※ 登録は申請期間中であれば常時受け付けております。
- ※ 買い換えが要件となるため、既設機器を引き受けるときに購入者に対し家電リサイクル券を発行していただきます。

三郷市役所クリーンライフ課環境政策室

⇒ 電話：048-930-7715

FAX：048-953-7115

メール：kankyou@city.misato.lg.jp

